納税義務者が法人の場合

★お送りしている「自動車税（種別割）減額・還付充当通知書」及び「支払通知書（還付金送金通知書）」



大阪自動車税事務所（電話番号：06-6775-1361納税第五課）にお問い合わせの際は、支払

通知書番号、現在の所在地・

名称をお知らせください。

破線枠内部分が「支払通知書」です。

支払指定銀行（払渡

銀行）にて発行日か

ら１年以内にお受取

りの手続きを終えて

ください。

移転・商号変更により、納税義務者の所在地、名称に変更があった場合は、新旧の変更を確認できる履歴事項全部証明書（写し可）等を還付金のお受取り窓口でご提示ください。

次のページに続く

―１－

* 「支払通知書（還付金送金通知書）」裏面の領収書欄及び委任状欄の記入について

ご注意　記入にあたっては、摩擦熱により無色になるインクを用いた筆記具（いわゆる消せ

るボールペン）は使用しないでください。

**Ⓐ** 納税義務者（法人）の法人代表者自身、又は法人の従業員の方が

支払指定銀行（払渡銀行）にて還付金を現金で受領する場合

**◎** 法人の従業員が受取り手続きをする場合は、法人の従業員であることがわかる社員証

又は健康保険証（氏名並びに法人の所在地及び名称が載っているもの）などを受取り

窓口に**提示できる場合**に限ります。

　　　・還付金の受取り手続きを法人代表者自身がされる場合は、お受取り本人の確認のため

自動車運転免許証又は健康保険証などの現物を提示してください。

**Ⓑ** 納税義務者（法人）の法人代表者自身、又は法人の従業員の方が

　　　 納税義務者（法人）が口座を開設した金融機関店舗にて、支払指定銀行から納税義務者（法人）

の預金口座に通帳入金の手続きをする場合

**・**納税義務者（法人）の預金通帳が受取人の確認書類となりますので、入金する預金口座

　　　　の通帳は必ず提示してください。

**注　ⒶⒷのケースは、次のとおり領収書欄のみ記入してください。**



―２－

**Ⓒ** 法人（納税義務者）の従業員の方が、支払指定銀行において現金で受領する場合において、従業員であることがわかる社員証又は健康保険証などを受取り窓口に**提示できない場合**

**注　Ⓒのケースは、次のとおり領収書欄と委任状欄の両方に記入してください。**

**なお、委任関係の確認のため、委任者に連絡させていただく場合がございます。**



　　　　・金融機関の窓口で、お受取りの受任者本人であることを確認できる自動車運転免許証

又は健康保険証などの現物をご提示ください。

　　　　・領収書の日付は、受取窓口でお受取りの受任者が記入してください。

◆法人が解散のため清算中である場合のお受取り

―３－

* 清算中で清算人を登記している場合

　　　　お送りしている「支払通知書（還付金送金通知書）」裏面の領収書欄に清算人の住所、

法人名称及び清算人氏名を記入のうえ、履歴事項全部証明書（コピー可）など清算人で

あることがわかるものを添付してください。領収書欄に印鑑の押印は不要です。

　　　　なお、受取り窓口で受取人の確認を行いますので、受取人本人であることを確認できる

証明証等（運転免許証や健康保険証など）の現物をご提示ください。

【「支払通知書（還付金送金通知書）」裏面の領収書欄の記入例】

|  |  |
| --- | --- |
| 領収書 | 表記の金額を受領しました。　　　***令和○○年○○月○○日***住所　　***大阪市○○区○○町１丁目１番１号***氏名　　***株式会社○○○○***氏名　　***代表清算人　○○○○*** |

　　注：日付は受取りの窓口で受取日を記入してください。

―３－

―３－